

電気料金プラン定義書【マイホームあかり・ライト】

実施：2019年10月1日

電気料金プラン定義書【マイホームあかり・ライト】（以下「マイホームあかり・ライトの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、マイホームあかり・ライトの定義書に定める基本料金、電力量料金、割引額および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

マイホームあかり・ライトの定義書は、2019年10月1日より実施します。

2. 定義

電気需給約款に定義される用語は、マイホームあかり・ライトの定義書においても同様の意味で使用します。

3. 適用条件

マイホームあかり・ライトの定義書にもとづく電気料金プラン（以下「マイホームあかり・ライト」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (1) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (2) 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。
- (3) マイホームあかり・ライトの定義書で定義される電気を動力に使用しないこと。

4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流单相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5. 契約電流

- (1) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大負荷を基準としてお客さまから申し出いただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6. 適用開始日

- (1) マイホームあかり・ライトの適用開始日は、電気需給約款6に規定する電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9(1)に規定する需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款2.9に規定する電気料金プランの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日とします。

7. 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表1(3)の規定によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を差し引き、1円未満の端数を切り捨てたものとします。

- (1) **基本料金**
基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流30アンペア	858.00円
契約電流40アンペア	1,144.00円
契約電流50アンペア	1,430.00円
契約電流60アンペア	1,716.00円

- (2) **電力量料金**

1か月の電力量料金は、電気需給約款1.5に規定する当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

電力量区分	最初の120キロワット時までの 1キロワットにつき	19.86円
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワットにつき	25.45円
	300キロワット時をこえる 1キロワットにつき	27.63円

(3) 割引額

- ① 割引額は、②に規定する割引前料金額に③に規定する割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものとします。
- ② 割引前料金額は、(1)に規定する基本料金と(2)に規定する電力量料金（燃料費調整額を含む）の合計とします。
- ③ 割引率は、電気を使用する需要場所において、当社との間で締結しているガス使用契約の種別に応じて設定します。その割引種別、適用条件ならばに割引率は次のとおりです。

a.ペア割 (定率)	家庭用ガス暖房プラン、家庭用ガス温水床暖房プランならびに家庭用コージェネレーションシステムプラン以外の当社とのガス使用契約を締結していること	0.5%
b.ほっと割 (定率)	家庭用ガス暖房プランまたは家庭用ガス温水床暖房プランを締結していること	0.7%
c.ピカ割 (定率)	家庭用コージェネレーションシステムプランを締結している	1.0%

- ④ 電気需給約款1.8の規定により電気料金を日割計算する場合であっても、割引額は日割計算しません。
- ⑤ 原則、割引料金は電気の需給開始日より適用させていただきます。③の規定にかかわらず、電気の計量日において、新たにガスの使用を開始していない場合は、当該計量日を含む使用期間の割引額は0円とします。
- ⑥ お客さまが、③に規定する適用条件を満たさないことが判明した場合は、判明した日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間の割引額は0円とします。
- ⑦ お客さまがガス使用契約の種別を変更した場合は、変更後のガス使用契約の種別に応じて割引種別を変更し、適用します。変更後の割引種別は、変更後のガス使用契約成立日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間に適用します。
- ⑧ 割引種別の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。

8. 契約電流または電気料金プランの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則として、変更を承諾した後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 当社は、お客さまがこの定義書にもとづく契約の適用開始日の直後の計量日から1年目の日が属する月の計量日の経過前に、他の電気料金プランへの変更を申し込まれた場合、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 契約電流または電気料金プランの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。

9. マイホームあかり・ライトの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、マイホームあかり・ライトの定義書を変更する場合には、電気需給約款4の規定に準じます。
- (2) 当社は、マイホームあかり・ライトの定義書を廃止することができます。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) マイホームあかり・ライトの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。

付 則

1. マイホームあかり・ライトの定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで旧電気料金プラン定義書の適用があり、2019年10月1日以降マイホームあかり・ライトの定義書が適用されるお客さまについて2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧電気料金プラン定義書に基づき料金を算定するものといたします。

別 表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1970$

$\beta = 0.4435$

$\gamma = 0.2512$

また、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ. 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} \\ = (44, 200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \\ \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1, 000) \end{aligned}$$

ロ. 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} \\ = (\text{平均燃料価格} - 44, 200 \text{ 円}) \\ \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1, 000) \end{aligned}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日 までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日 までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日 までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年 となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1, 000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワットにつき	0. 232 円
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①に規定する各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)②の規定によって計算された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載します。